

中央学院大学における新型コロナウイルス感染症対応指針

2021年6月1日 改定

レベル	判断の目安	教育活動			その他
		授業 (講義・演習等)	学生の課外活動	学生の入構	学外者の入構
0 (通常)	平常時	通常通り（感染発生情報に留意）			
1 (一部制限)	首都圏での感染が認められるが、感染拡大は見られない状況である。	感染拡大防止に配慮し、対面授業を行います。	別に定める「中央学院大学における課外活動の許可に関する指針」参照	学内滞在は必要最小限とします。	感染拡大防止に最大限の配慮を要請します。
2 (注意喚起)	千葉県での感染が認められ、感染拡大の恐れがある（又は収束の兆しが見られない）状況である。	感染拡大防止に配慮し、原則として対面授業を行います。		学内滞在は必要最小限とします。	感染拡大防止に最大限の配慮を要請します。
3 (高度の警戒)	<ul style="list-style-type: none"> ・政府から東京都又は千葉県に緊急事態宣言が発令されている場合。 ・政府・自治体等から不要不急の外出自粛、大規模イベント等の開催自粛等が要請されている場合。 ・緊急事態宣言は発令されていないが、大学が高度の警戒を要すると判断した場合。 	原則としてオンラインによる遠隔授業を行います。大学が教育上必要であると判断した科目は、対面授業も行います。		原則として立入禁止（ただし、大学が必要であると判断した場合は、一部の施設利用等において例外措置をとることがあります。）	立入禁止（ただし、事前の許可者を除く）
4 (緊急事態)	<ul style="list-style-type: none"> ・政府から千葉県に緊急事態宣言が発令され、さらに政府・自治体等から休校要請や大学の施設利用について制限する旨の要請がある場合。 ・学内において感染者が多数発生し、保健所等から休校の要請がある場合や更なる感染拡大の恐れがあると学長が判断した場合。（緊急事態宣言が発令されていない状況にあっても同様の措置とする。） 	対面授業を全て中止し、オンラインによる遠隔授業を行います。（ただし、学内の感染状況に応じて全ての授業を休講とする場合があります。）		原則として立入禁止	原則として立入禁止

上記の内容については、感染状況等を踏まえ、中央学院大学危機対策本部において決定し、随時改定を行います。